

医科点数表の解釈

令和2年4月版

Web追補 No.21 (令和4年2月号)

令和4年2月7日作成

- 以下の通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和4年1月31日 保医発0131第1号 (令和4年2月1日適用)
 - 令和4年1月31日 保医発0131第3号 (令和4年2月1日適用)
- Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『**診療報酬関連情報ナビ**』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
- 以下の事務連絡が発出されています。『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**より、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「疑義解釈資料の送付について（その89）」(令和4年1月27日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について（その90）」(令和4年1月31日医療課事務連絡)
 - ・「疑義解釈資料の送付について（その91）」(令和4年2月3日医療課事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」に関連する通知・事務連絡等については、随時『**診療報酬関連情報ナビ**』の**診療報酬関連情報データベース**に掲載していきますのでご活用ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
422	右	上から18行目	ウ 固形癌におけるN T R K融合遺伝子検査 エ 胆道癌におけるF G F R 2融合遺伝子検査 (令 2. 5. 29 保医発 0529 1) (令 3. 5. 31 保医発 0531 3) (令 3. 11. 30 保医発 1130 2) (令 3. 12. 28 保医発 1228 1) [黄色網かけはWeb追補No. 20等にて改正済み]	ウ 固形癌におけるN T R K融合遺伝子検査、 腫瘍遺伝子変異量検査 エ 胆道癌におけるF G F R 2融合遺伝子検査 (令 2. 5. 29 保医発 0529 1) (令 3. 5. 31 保医発 0531 3) (令 3. 11. 30 保医発 1130 2) (令 3. 12. 28 保医発 1228 1) (令 4. 1. 31 保医発 0131 1)
455			[D012感染症免疫学的検査の「43」水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）の所定点数（233点）を準用する項目として追加] ◇ 白癬菌抗原定性 ア 爪白癬が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により爪中の白癬菌抗原を測定した場合は、D012感染症免疫学的検査の「43」水痘ウイルス抗原定性（上皮細胞）を準用して算定する。 イ 本検査は、以下のいずれかに該当する場合に算定できる。 (イ) KOH直接鏡検が陰性であったものの、臨床所見等から爪白癬が疑われる場合。なお、この場合においては、本検査を実施した医学的な必要性を 診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。 (ロ) KOH直接鏡検が実施できない場合。なお、この場合においては、KOH直接鏡検を実施できない理由を 診療報酬明細書 の摘要欄に記載すること。 ウ 本検査は、関連学会の定める指針に従って実施すること。	

(令 4. 1. 31 保医発 0131 3)

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供、その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。